

公共施設 LED 化事業基本協定書（案）

公共施設 LED 化事業（以下「本件事業」という。）に関し、白山市（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「代表企業」という。）及び末尾署名欄に「構成企業」及び「協力企業」として記載する各当事者（以下総称して「乙」という。）の間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）が、別紙に記載する公共施設等の照明設備（以下「本件設備」という。）LED 化のための整備、維持管理及び整備にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。なお、市議会の議決を得るまでは「仮契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

第2条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の手續における甲の要望事項を尊重するものとする。

第3条 （事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、事業予定者を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める合同会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、代表企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。

第4条 （業務の委託、請負）

- 1 事業予定者による本件事業の実施に関し、乙は、事業予定者をして、本件設備の整備（以下「本件整備」という。）及び本件設備の維持管理（以下「本件維持管理」という。）に係る業務のうち調査・設計・施工及び維持管理に係る業務を●●株式会社に、その他業務を株式会社●●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件整備及び本件維持管理に係る各業務を委託又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実

を証する書面を、甲に提出するものとする。

- 3 第 1 項により事業予定者から本件整備及び本件維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第5条 （事業仮契約の締結）

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、甲と事業予定者との間において、仮契約書を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、仮契約書締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力するものとする。

第6条 （準備行為）

- 1 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。
- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第7条 （事業契約不調の場合の処理）

事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、甲と乙の間には債権債務関係の生じないことを相互に確認するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲
白山市倉光二丁目1番地
白山市長 田村 敏和 印

乙
【代表企業】
●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

【構成企業】
●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

【協力企業】
●●県●●市
●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●● 印

別紙

実施箇所

No	管理部署	施設名
1	美川支所総務課	美川支所
2	鶴来支所総務課	鶴来支所
3	河内SC総務課	河内市民サービスセンター
4	吉野谷SC市民サービス課	吉野谷市民サービスセンター
5	尾口SC市民サービス課	尾口市民サービスセンター
6	白峰SC市民サービス課	白峰市民サービスセンター
7	施設管理課	白峰地域交流センター
8	協働推進課	千代野コミュニティセンター
9	協働推進課	山島コミュニティセンター
10	協働推進課	一ノ宮コミュニティセンター
11	協働推進課	蔵山コミュニティセンター
12	協働推進課	林コミュニティセンター
13	協働推進課	館畑コミュニティセンター
14	協働推進課	鳥越ふるさとセンター
15	農業振興課	東部農村研修センター
16	農業振興課	北部農村健康センター
17	協働推進課	旭コミュニティセンター（事務棟のみ）
18	子育て支援課	山島台児童センター
19	子育て支援課	かわちこども園（かわち児童館）
20	文化課	松任総合運動公園松任安楽庵
21	スポーツ課	松任総合運動公園テニスコート
22	スポーツ課	松任総合運動公園屋内運動場
23	スポーツ課	松任総合運動公園多目的グラウンド
24	スポーツ課	松任総合運動公園陸上競技場
25	スポーツ課	松任総合運動公園テニスコート横トイレ
26	スポーツ課	松任総合運動公園屋外プール
27	協働推進課	一木コミュニティセンター
28	スポーツ課	日輪体育館
29	スポーツ課	河内ウッディホール
30	施設管理課	北竜会館（駐車場外灯 含）
31	生涯学習課	吉野谷セミナーハウス
32	環境課	松任斎場
33	生涯学習課	松任学習センター
34	文化課	市民工芸うるわし
35	文化課	博物館
36	文化課	千代女の里俳句館
37	文化課	松任ふるさと館
38	文化課	石川ルーツ交流館
39	文化課	呉竹文庫
40	文化課	博物館鶴来収蔵庫
41	文化課	農村文化伝承館
42	文化課	東二口歴史民俗資料館
43	施設管理課	出づくり農業体験学習施設（かもしか）
44	美川支所市民福祉課	湊健康増進センター
45	長寿介護課	福祉ふれあいセンター
46	障害福祉課	こがね荘
47	いきいき健康課	健康センター松任
48	地域安全課	松任駅南口第3自転車駐車場
49	施設管理課	交流研修センター白山里
50	長寿介護課	笠間デイサービスセンター